

(案)

令和8年1月 日

磐田市長 草地 博昭 様

磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会  
会 長 山田 悟史

磐田市の国民健康保険税率改定について（答申）

令和7年12月11日付け磐健国第2330号により諮問のあった磐田市の国民健康保険税率改定について、当協議会で審議した結果、一定の結論を得たので下記のとおり答申する。

## 記

### 1 答申事項

国民健康保険税率改定については、諮問書の改定案（別紙）のとおり国民健康保険税率を改定することが適当である。

### 2 答申の理由

磐田市においては、国民健康保険事業の安定的な運営を継続し、県の国民健康保険運営方針に沿った財政健全化や保険料水準の統一に向けた取組を推進するため、平成20年度から据え置いてきた国民健康保険税率について、令和4年度・6年度・7年度において計画的に改定を行ってきたところである。

令和5年度当初予算時に約7億2千万円あった国民健康保険事業特別会計における歳入不足額は、令和6年度・7年度の税率改定により、令和7年度の当初予算時には約4億3千万円まで減少している。順調に歳入不足が減っている状況から令和8年度・9年度の税率改定は、令和6年度・7年度と同じ増額幅でも、前回改定時の令和10年度までに歳入不足額を3億円程度まで削減する目標は、達成できる見込みであった。

しかし、静岡県より、令和8年度以降は、県の基金を活用した事業費納付金の抑制は実施しない方針が示されたことから、被保険者一人あたりの事業費納付金の大幅な増額を考慮した税率改定が必要であると考えます。

諮問により市が示した税率改定案では、被保険者一人あたりの事業費納付金を推計した結果、令和7年度から令和8年度に15,600円程度の大幅な増額が見込まれるものの、令和8年度9,700円程度、令和9年度3,600円程度の増額とした激変緩和策が図られており、急激な負担増へ配慮したことがうかがえる。また、財政健全化のため、令和10年度までに歳入不足額を3億円程度まで削減することとした目標を維持している。

以上を総合的に判断し、今回諮問された国民健康保険税率改定案は適当であると認める。

## (案)

### 3 付帯意見

- (1) 今後の保険料水準の統一に向けた取組については、国の動向や県と市町間の協議（3年毎に見直される県運営方針の改定協議等）の状況を注視し、継続した検討を進めること。
- (2) 令和10年度以降の税率改定については、国、県及び県内各市町の動向も踏まえながら毎年財政状況等の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- (3) 今後も引き続き、被保険者数の減少が予想される中、課題は先送りせず、国保財政の健全化へはスピード感をもって取り組む必要があるが、被保険者の急激な負担増は避けるべきであり、段階的な改定を図ること。
- (4) 保健事業を推進し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上を図り、被保険者の健康維持・増進に努めるとともに、適正受診の勧奨等により医療費の適正化に向けた取組を着実に進められたい。
- (5) 保険者努力支援制度の評価指標を踏まえた取組を実施し、財源の確保に努められたい。
- (6) 国保税の収納対策に更なる力を注ぎ、収納率の維持向上に努められたい。
- (7) 国民皆保険制度を守り続けるためには、公的医療保険制度の抜本的な改革が必要であり、国保の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国の責任と負担において、実効ある措置を講じるよう要望されたい。
- (8) 税率改定の実施や子ども・子育て支援金制度の開始にあたっては、広報や窓口対応等において十分な説明を行い、広く理解を得られるよう努められたい。

## (案)

(別紙)

## 国民健康保険税率改定案

区分		現行 A	令和8年度 B	比較 (B-A)	令和9年度 C	比較 (C-B)
(基礎医療課税分)	所得割率	5.60%	6.25%	+0.65%	6.40%	+0.15%
	資産割率	10.00%	廃止	△10.00%	廃止	—
	均等割額	24,000円	26,200円	+2,200円	27,000円	+800円
	平等割額	19,200円	19,200円	増減なし	19,200円	増減なし
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.25%	2.40%	+0.15%	2.50%	+0.10%
	均等割額	9,200円	10,400円	+1,200円	11,200円	+800円
	平等割額	6,800円	7,400円	+600円	7,600円	+200円
介護金分納	所得割率	1.90%	2.00%	+0.10%	2.10%	+0.10%
	均等割額	14,000円	15,600円	+1,600円	16,600円	+1,000円
(子ども分を除く)合計	所得割率	9.75%	10.65%	+0.90%	11.00%	+0.35%
	資産割率	10.00%	廃止	△10.00%	廃止	—
	均等割額	47,200円	52,200円	+5,000円	54,800円	+2,600円
	平等割額	26,000円	26,600円	+600円	26,800円	+200円
子ども分 支援金分	所得割率		0.27%	+0.27%	8年度協議	
	均等割額		1,700円	+1,700円	8年度協議	
一人あたり調定額 (令和7年度当初予算基準)		102,239円	111,991円 3,263円 (子ども分)	+9,752円	115,607円	+3,616円